



申8号「車両関係社員新入社員基礎技術教育の実施方法について」に関する解明申し入れ 本日提出

JR東労組は11月22日、会社より「車両関係社員新入社員基礎技術教育の実施方法について」の提案を受けました。本施策は、車両関係社員の技術継承や教育に関わる施策であり、この間の労使議論によって決めた車両関係社員に対する教育の考え方および期日に変更される施策です。

車両関係の事象では、輪軸の問題など車両の安全・品質が社内外から注目される中での提案であることや、モニタリングや組織再編等、社員が変化に追いつけていない中での施策であるとの問題意識を持っています。また、組合員・社員から安全・教育・技術継承に対する課題認識や、将来の車両職社員の働き方、車両関係職場の将来に不安の声が寄せられています。

JR東労組は、組合員・社員の不安を解消し、安全で快適な車両品質を提供できる車両関係職場をめざすため、議論を行います！！

要求項目

1. 本施策の提案に至った目的と問題意識を明らかにすること。
2. これまでの車両関係社員新入社員基礎技術教育の成果と課題を明らかにすること。
3. 車両職社員新入社員基礎技術教育の現行の教育内容の変更点を明らかにすること。
4. 総合研修センターにおける教育内容について変更するのか明らかにすること。
5. 大宮総合車両センター、郡山総合車両センターの受け持ち車種が異なることから、基礎技術教育をどのように統一していくのか明らかにすること。
6. 新動力車や気動車、交直流車、交流車の教育方法を明らかにすること。
7. 技能士やフォークリフト、天井クレーンなどの資格取得を基礎技術教育で実施しない理由を明らかにすること。
8. 車両関係社員新入社員基礎技術教育を一部総合車両センターへ集約することによる業務量の変化を明らかにすること。
9. 本施策に伴う異動や出向が発生するのか明らかにすること。
10. 大宮総合車両センター、郡山総合車両センターへの通勤が遠距離の場合の取り扱いを明らかにすること。

**安全を最大の価値基軸に、技術継承が十分に行える体制を
求めています！！**